

議案第 5 2 号

三田市危機管理基本条例の制定について

三田市危機管理基本条例を次のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市危機管理基本条例

我が国では、近年、東日本大震災をはじめとする大規模地震や記録的な集中豪雨による未曾有の大災害が各地で頻繁に発生し、多くの尊い命や財産が失われるなど甚大な被害をもたらしていることと合わせ、近い将来において南海トラフ巨大地震の発生が危惧されることも相まって、危機管理の重要性が大きくなっている。

また、ひとたび発生すると瞬く間に猛威を振るいまん延する新型インフルエンザ等大規模感染症や、無差別的に発生するため事前予測が極めて困難なテロ等といった新たな脅威として憂慮される危機に対する備えも重要性を増している。

このような多様な危機に迅速かつ的確に対応するためには、これら危機に対する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく三田市地域防災計画、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく三田市水防計画その他法令等の規定に基づく各計画を横断的に捉え、有機的に対処する必要がある。三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第45条は、本市（以下「市」という。）が危機管理に最大の努力を傾注し、危機管理の総合的な推進を図るよう規定している。

以上の認識に立ち、市が主体となって、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得ながら、市と市民等がともに力を合わせて危機に強い地域づくりを進め、市民の生命、身体及び財産（以下「生命等」という。）を守るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、危機に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等への協力を求める事項を明らかにするとともに、市及び市民等が相互に連携して、危機から市民の生命等を守り、もって市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危機 災害、大規模感染症及びテロ等により被害が起こる事態をいう。

(2) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪

水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

(3) 大規模感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(4) テロ等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態並びに同法第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。

(5) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。

（基本理念）

第3条 危機管理は、次に掲げる事項を基本として、市が主体となり、市及び市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、市及び市民等が相互に連携して行うものとする。

(1) 公助（市が市民の生命等を守ることをいう。）、共助（市民が互いに助け合い、その生命等を守ることをいう。）及び自助（自己の生命等を自ら守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。

(2) 市民の生命等に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するため、状況に応じて様々な取組みを積み重ねていくこと。

(3) 市は、危機に関する情報を積極的に公開し、市民等とその情報を共有すること。

（組織）

第4条 市は、危機管理の一層の充実及び推進体制の強化を図るため、三田市危機管理対応会議（以下「危機管理対応会議」という。）を設置する。

2 危機管理対応会議の長は、市長とする。ただし、市長に事故があるとき又は欠けたときは、市長職務代理規則（平成4年三田市規則第19号）に定める職員をもって充てる。

3 危機管理対応会議は、次に掲げる事項を所管する。

(1) 平常時においては、過去の危機事象を検証し、その結果に基づき第11条に規定する各計画を見直すとともに、将来の危機事象に対する対応に備えること。

(2) 非常時においては、迅速かつ的確に危機管理を執行するため、危機管理体制を整えるとともに、危機事象に応じた対応事項を決定すること。

4 前3項に規定するもののほか、危機管理対応会議の組織及び運営に関する具体的な事項については、規則で定める。

(危機に対する市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、危機に対して市の全組織・全職員を挙げて一丸となった取組みを実行しなければならない。

2 市は、国及び兵庫県その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携を図りつつ、市民の生命等を危機から守るとともに、被害を最小限に止めるための施策を実施しなければならない。

(危機に対する議会の役割)

第6条 危機に対する議会の役割は、三田市議会基本条例（平成24年三田市条例第36号）第18条に規定するところによる。

(災害に対する協力の要請)

第7条 市は、事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

(1) 従業員及び事業所への来所者並びに管理する施設及び設備の安全確保に努めること。

(2) 地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全確保に努めること。

(3) 災害に対する市の施策に協力するとともに、平常時から自ら災害に備えるよう努めること。

2 市は、市民に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

(1) 自己及び家族の安全確保に努めること。

(2) 地域の一員として協力し、相互の安全確保に努めること。

(3) 災害に対する市の施策に協力するとともに、平常時から自ら災害に備えるよう努めること。

3 前項の規定に基づき市民に協力を求める場合においては、避難行動要支援者（三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号）第2

条第1号に規定する避難行動要支援者をいう。)その他災害活動を行うことができない者については、各人の状況に応じて可能な範囲で協力することをもって足りるものとする。

(研修等の実施)

第8条 市は、職員に対する研修を実施し、危機管理に関する知識の習得及び普及並びに技術の向上に努めるとともに、国等及び関係機関と有機的に連携した危機に関する訓練を計画的に実施するものとする。

(事業継続計画)

第9条 市は、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を実施し、事業継続計画(危機に備え、事業活動の継続について必要な事項を定めた計画をいう。)の作成を促進するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する事業者への取組みを通じ、各事業者間の連携を図るよう努めるものとする。

(セーフティマップ)

第10条 市は、市民が自ら居住する地域において主体的に取り組むセーフティマップ(危険個所に限らず、消火栓、貯水槽その他市民の生命等を守るものの位置を書き記した地図をいう。以下同じ。)の作成等を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

2 市は、市民がセーフティマップの作成等に持続的に取り組むため、作成されたセーフティマップについて、定期的に改訂するよう必要な助言及び指導に努めるものとする。

(計画の準用)

第11条 この条例に規定するもののほか、危機に対する対応は、三田市地域防災計画、三田市水防計画その他法令等の規定に基づき定めた危機に関する各計画に定めるところによる。

(継続的な見直し)

第12条 市は、この条例の規定を市の実情に即した前項に規定する各計画に反映させるとともに、市の実情に応じて継続的に見直し、改訂を図るものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会の項を削る。

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

- 3 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第45条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市危機管理基本条例（平成27年三田市条例第 号）で定めるところによります。」に改める。